
PEFC プロジェクト調達規格に基づいて認証を実施する認
証機関に対する追加的要求事項



PEFC 評議会
ICC building C1, Route de Pre-Bois 20
1215 Geneva 15, Switzerland
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45 50
E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

著作権

© PEFC Council 202X

この規格は PEFC 評議会の著作権により保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト (www.pefc.org) から無料で入手できます。また、請求に応じて入手可能です。

PEFC 評議会の許可なく、この規格のいかなる部分も、商業目的で、いかなる形式または手段によっても、変更、修正、複製、またはコピーすることはできません。

この文書の公式版は英語です。翻訳版は PEFC 評議会または PEFC 各国認証機関から入手できます。言語の解釈に疑問がある場合は、英語版を参照してください。

文書名 : PEFC プロジェクト調達要求規格に基づいて認証を実施する認証機関に対する要求事項

文書番号 : PEFC IM 2103:2026

承認 : PEFC 総会 承認日: 2026-05-13

発効日 : 2026-06-12

施行日 : 2026-06-12

レビュー日 : 2031-05-13

目次

1. 適用範囲	6
2. 用語と定義	7
3. 資源に関する要求事項	8
3.1 一般事項	8
4. プロセスに関する要求事項	9
4.1 申請	9
4.2 申請のレビュー	9
4.3 審査	10
4.4 定期審査	13
4.5 認証の終了、認証の削減、一時停止または取り消し	13
付属書 1 (規範的) PEFC 公示に関し PEFC 評議会が認める認定	14
付属書 2 (規範的) マルチプロジェクトの審査におけるサンプリングの実施に関する特別 要求事項	15
付属書 3 (規範的) 審査報告書の最低限の内容	18

序文

PEFC（森林認証承認プログラム）は、森林認証と森林由来製品のラベル表示を通じて持続可能な森林管理を推進する世界的組織である。

PEFC 認証を受けた持続可能な森林及び TOF 管理は、PEFC が承認した国別および地域別の森林認証制度を通じて行われ、これらの制度は、PEFC の森林及び TOF 管理認証に関する持続可能性ベンチマークに準拠していることが独立機関によって評価されている。

PEFC の持続可能性ベンチマークに関する詳細は、PEFC のウェブサイト（www.pefc.org）参照。

PEFC 評議会は、国および地域の森林認証制度の相互承認を行うとともに、国際的な COC 規格（PEFC ST 2002）および PEFC 商標使用規則（PEFC ST 2001）を定めている。

PEFC 評議会は、PEFC プロジェクト調達認証は、GACI 製品認証に関する多国間承認協定（MRA）の署名機関である認定機関によって認定された認証機関によって実施されなければならないことを要求している。

この文書は、PEFC 評議会事務局が調整するマルチステークホルダー作業部会によって作成され、PEFC 総会によって承認された。この文書の策定は、PEFC GD 1003:2009 に概説されている PEFC の技術文書策定手順に従い、幅広いステークホルダーを対象とした、オープンで透明性のある協議に基づく合意形成プロセスの下で行われた。

本文書は、PEFC 国際 COC 規格に基づく認証を実施する認証機関に関する要求事項を規定した PEFC ST 2003:2020 を補完するものである。2026 年版 PEFC ST 2102「PEFC プロジェクト調達－要求事項」に基づく審査を実施する際には、PEFC ST 2003 と併せて、本文書を使用しなければならない。

はじめに

PEFC 評議会は、プロジェクト調達認証を実施する認証機関に対し、ISO/IEC 17065、PEFC 文書、および本書に規定する ISO 19011 の関連規定の要求事項を満たすことを要求する。

ISO/IEC 17065 は、製品、サービス、および製品の認証を実施する機関の基準を定めた国際規格である。プロジェクト調達認証は、調達原材料の原産地に関する投入情報を、プロジェクトに含まれる製品の原産地に関する情報に反映する、相互に関連する、または相互作用する一連の活動であるプロジェクトにおけるプロセス認証とみなされる。

PEFC プロジェクト調達認証の要求事項は PEFC ST 2102:2026 「PEFC プロジェクト調達認証規格-要求事項」に記載されている。PEFC 商標の使用規則もこの規格に記載されているが、PEFC 評議会技術文書の PEFC ST 2001 「PEFC 商業使用規則-要求事項」にも従わなければならない。さらに、認証機関は、本書に規定する PEFC ST 2003、PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関－要求事項の関連要求事項にも従わなければならない。

本文書全体を通して、「shall (しなければならない)」という用語は、ISO/IEC 17065 の要求事項および PEFC の CoC 認証に固有の要求事項を反映し、必須である規定を示すために使用される。「should (すべきである)」という用語は、必須ではないものの、IAF および PEFC 評議会が要求事項を満たすための認められた手段として提供するガイダンスを示すために使用される。

本文書の規範的ガイダンスは、PEFC 評議会によってのみ提供されなければならない。

本文書には、ISO/IEC 17065 および ISO 19011 の本文は含まれていない。これらの文書は、ISO または国家標準化機関から入手できる。

1. 適用範囲

この文書は、PEFC ST 2102:2026「PEFC プロジェクト調達規格」に基づく PEFC プロジェクト調達認証を提供する認証機関に対し、制度固有の必須要求事項を規定している。認証機関は、PEFC プロジェクト調達規格に基づく審査を実施する際、PEFC ST 2003 の要求事項に加え、この文書の要求事項も適用しなければならない。PEFC ST 2003 において PEFC ST 2002 (COC) が言及されている場合、それは PEFC プロジェクト調達規格を指していると解される。

2. 用語と定義

2.1 顧客組織

プロジェクト認証を申請中、またはプロジェクト調達認証を取得済みの組織（複数拠点組織および SME（中小企業）グループ組織を含む）。

注：この文書で使用されている「顧客組織」という用語は、ISO/IEC 17065 で使用されている「サプライヤー」という用語と同等である。

2.2 グリーンビルディング評価者

グリーンビルディング評価機関から認定された資格を持ち、該当するグリーンビルディング・フレームワークの基準への建物の適合性を評価および検証する権限を持つ者。

注：グリーンビルディング評価員は通常、建物の環境性能を評価する国内または国際的な認定フレームワークに基づいて資格を取得している。代表的な例としては、ドイツ持続可能建築評議会（DGNB）、建築研究機関環境評価手法（BREEAM）、エネルギーと環境デザインにおけるリーダーシップ（LEED）、グリーンスター（オーストラリア・ニュージーランドグリーンビルディング評議会）、建築環境効率総合評価システム（CASBEE）、高質環境（HQE）、ノルディックスワンエコラベル、WELL ビルディングスタンダード（WELL）、EDGE（Excellence in Design for Greater Efficiencies）などがある。以上のリストはすべてを網羅しているわけではない。

2.3 PEFC プロジェクト認証書

認証書は、本規格の要件に従って一つのプロジェクトまたは複数のプロジェクトを管理する顧客組織に発行される。プロジェクト認証書は、単一のプロジェクト（単一プロジェクト認証）または複数のプロジェクト（マルチプロジェクト認証）に対して発行できる。

3. 資源に関する要求事項

3.1 一般事項

3.1.1 PEFC プロジェクト調達規格に基づく認証サービスを提供する資格を申請する審査員については、認証機関は、審査員が以下の要件を満たしていることを確認しなければならない。

- a) PEFC COC 認定審査員であり、PEFC 評議会が承認する PEFC プロジェクト調達規格に関する初期研修を受講し、知識テストに合格していること、あるいは、
- b) グリーンビルディング資格を有する審査員は、PEFC 評議会が承認する PEFC プロジェクト調達規格に関する初期研修を受講し、同規格に基づく審査を開始する前に合格していること。また、ISO 19011 に基づく審査手法に関する研修を修了し、PEFC COC 資格を有する審査員と同等の能力に関する知識と技能を有していることを実証していること（PEFC ST 2003 6.1.1.2.7 参照）。

3.1.2. 審査員、レビューアーおよび認証決定者は、PEFC が認めるプロジェクト調達研修を以下のとおり受講しなければならない。

- a) プロジェクト調達規格に基づく審査を開始する前
- b) 2年ごと。
- c) プロジェクト調達の新たな規格が発行されるたび

4. プロセスに関する要求事項

4.1 申請

4.1.1 認証機関は、PEFC プロジェクト調達認証の申請の一環として、PEFC ST 2003 で要求される情報に加え、顧客組織から少なくとも以下の情報および文書を入手しなければならない：

- a) 特定の地理的位置または調整された複数の場所
- b) 顧客組織が他の認証機関に PEFC COC 認証または PEFC プロジェクト調達認証を申請している、または申請済みの場合、その申請が拒否された、または拒否されている場合、申請拒否の理由に関する情報
- c) 顧客組織が申請前に PEFC またはその他の認証システムの認証に参加しており、その認証が一時停止、取消、または終了していた場合、認証が一時停止、取消、または終了した理由に関する情報

4.1.2 認証機関は、顧客組織から各プロジェクトについて、必要に応じて、少なくとも以下の情報を入手しなければならない。

- a) プロジェクトの予定期間
- b) PEFC プロジェクトメンバーのリスト、企業名、連絡先、住所、PEFC 認証ステータス（該当する場合）、プロジェクトの役割と責任
- c) プロジェクトの範囲
- d) PEFC 商標の用途

注：これらの情報は、顧客組織との最初の連絡時に入手する必要はないが、少なくとも 5.3 および 5.4 の要求事項に基づく活動を実施する前に入手する必要がある。

4.2 申請のレビュー

4.2.1 認証機関は、申請書の審査のため、顧客組織の適格性および提案されたプロジェクト範囲の評価を行うための基準を含む文書化された手順を備えていなければならない。

4.2.2 認証機関は、現在不正行為に関与している、または森林及び森林外樹木産の原材料の違法調達を行っている証拠がある場合、申請を受理してはならない。こうした行為の証拠が発見された場合、認証機関は PEFC 評議会および PEFC 認可団体にその情報を提供しなければならない。証拠には、現在進行中の公的調査も含むことができる。

4.2.3 過去に不正行為に関与していた、または森林・樹木由来の原材料の違法な調達を行っていた場合、当該関与が停止しており、顧客組織またはその法的前身組織が現在進行中の法的調査および／または制裁の対象となっていないという証拠がない限り、認証機関は申請を受理してはならない。当該情報は、PEFC 評議会および PEFC 認可団体に提供されなければならない。

4.2.4 認証機関は、顧客組織またはその法的前身組織が、過去に森林管理、COC、またはプロジェクト調達認証を目的として、PEFC またはその他の認証システムに基づく認証を取得しているかどうかを評価しなければならない。認証機関は、当該認証が一時停止、取消、または終了されている場合、顧客組織が PEFC 認証要求事項を遵守するためのコミットメントと能力を調査しなければならない。調査の結果、遵守できない、または遵守できない可能性が著しく高いことが判明した場合、当該顧客組織が遵守する能力とコミットメントを有することを証明するまで、申請の処理をそれ以上進めてはならない。この情報は、PEFC 評議会および PEFC 認可団体に提供されなければならない。

4.3 審査

4.3.1 一般的事項

4.3.1.1 認証機関は、リスクに基づくアプローチを用いて審査を実施しなければならない。

例：リスク基準の例としては、原材料の原産地の地理的特徴および問題のある出処に由来するリスク、規制および法律、DDS 実施の複雑さ、不適合の履歴、プロジェクト管理レベルでの不適合履歴、サプライチェーンの複雑さ、プロジェクトメンバーの数、プロジェクトメンバーが実施した活動、およびプロジェクトメンバーの認証ステータス、原材料/製品の種類、受け取った苦情、または以前の審査結果などが挙げらる。

4.3.1.2 審査の目的は、以下のとおりである：

- a) 顧客組織およびプロジェクトメンバーが、PEFC プロジェクト調達規格の適用可能なすべての要求事項に適合していることの確認
- b) 顧客組織が、PEFC 商標規格の適用可能なすべての要求事項に適合していることの確認
- c) 初回の定期審査以降、顧客組織が有効な PEFC 商標使用契約を締結していることの確認
- d) PEFC 評議会および PEFC 国別管理団体の要求に従ってデータを収集すること

注：一般的に、単一プロジェクト認証の場合、初回審査はプロジェクト開始前に実施すべきである。

4.3.2 審査期間

4.3.2.1 認証機関は審査時期を決定する際に、PEFC ST 2003 の要求事項に加え、以下の点も考慮しなければならない：

- a) PEFC プロジェクト調達認証の適用範囲における顧客組織の業務
- b) 根拠のある懸念または苦情（ある場合）
- c) 翻訳の必要性
- d) 各プロジェクトについて：
 - i. プロジェクト適用範囲
 - ii. 問題のある出处からの原材料調達に関する重大なリスクを生じさせる可能性のある供給の範囲
 - iii. 実際または予定されている PEFC 商標使用活動の状況
 - iv. プロジェクトの段階

4.3.2.2 マルチプロジェクト認証の場合、認証機関はプロジェクトの数と複雑さを考慮しなければならない。

4.3.3 認証の決定

4.3.3.1 マルチプロジェクト認証の場合、認証機関が不適合を特定した場合、認証機関は、その不適合が個々のプロジェクトに特有のものか、あるいは顧客組織のマネジメントシステム全体における根本的な不適合であるかを特定しなければならない。不適合が顧客組織のマネジメントシステム全体に影響を与える場合、認証機関は組織レベルでの不適合を提起し、適切な是正措置を講じなければならない。認証機関は、組織が是正措置および予防措置を実施する能力を検証しなければならない。

4.3.3.2 重大な不適合が特定のプロジェクトのみに影響を及ぼし、かつ認証機関が定めた適切な期間内にその不適合が是正されない場合、当該プロジェクトは認証の適用範囲から除外されなければならない。

4.3.4 認証書類

4.3.4.1 認証書には、少なくとも以下の情報が記載されなければならない。

- a) 認証機関の識別情報
- b) 認証対象となるプロジェクトを実施する顧客組織、および該当する場合はそのサイト／法人の名称および住所

注：組織が、建設現場に加えて、認証の対象となるプロジェクトで使用される森林及び森林外樹木産原材料を保管するため、別の保管場所を使用する場合、この追加の保管場所はプロジェクト範囲の一部とみなされる。

- c) マルチプロジェクトの場合、有効期限または更新認証の期限。認証文書の発効日は、認証決定日より前にはならない。

4.3.4.2. 認証が認定されていない場合、認証書には認定マークを含めてはならない。

4.3.4.3 認証範囲には、以下の情報を含めなければならない。

- a) 認証の種類（単一プロジェクトまたはマルチプロジェクト）
- b) PEFC ST XXXX「プロジェクト調達認証 - 要求事項」への参照
- c) PEFC ST 2001「PEFC 商標規則 - 要求事項」への参照
- d) 認証書の対象となる個々のプロジェクトとその範囲については、PEFC ウェブサイトへの参照

4.3.4.4 認証書の番号は、認証機関の略称（発行されるすべての PEFC 認証書に同じ略称が使用される）、ハイフン (-)、プロジェクト調達認証規格の略称：PEFC-PRJ、別のハイフン (-)、および認証機関によって証明書に割り当てられた対応する識別番号で構成される。

4.3.4.5 マルチプロジェクト認証の場合、顧客組織は、認証機関が机上レビュー、評価を行い、追加するプロジェクトに関する十分な情報であることを確認するために必要なすべての情報を提供することを条件として、審査と審査の間に PEFC プロジェクト調達認証範囲に新たなプロジェクトを追加することができる。

4.3.4.6 認証の有効期間は最長 5 年間で認められなくてはならない。認証を維持するためには、認証機関は更新審査を実施し、新たな認証書を再発行しなければならない。

4.3.4.7 プロジェクト期間が 5 年未満の場合、認証書は想定されるプロジェクト期間に基づいて発行されなければならない。

注：プロジェクトの期間が、証明書発行時に想定されていた期間よりも長くなった場合、証明書の有効期間は最長5年間まで延長できる。

4.3.4.8 審査報告書には、少なくとも付属書3に規定されている情報が含まれていなければならない。

4.3.4.9 認証機関は、すべての審査後速やかに、PEFC評議会またはPEFC認可団体に以下の情報を提供しなければならない。

- a) 認証書の写し
- b) PEFC評議会への審査報告書の写し（PEFC認可団体の言語、または英語で作成）。
- c) 認証の対象となるプロジェクトの範囲に関する情報（個々のプロジェクトごとに、以下のとおり）。
 - i. 申請プロジェクトか完了プロジェクトか
 - ii. プロジェクト名
 - iii. プロジェクトの住所
 - iv. プロジェクトの完了日
 - v. プロジェクトの範囲に含まれる設置コンポーネントのリスト
- d) PEFCが要求するその他の情報。

4.4 定期審査

単一プロジェクト認証で、そのプロジェクト期間が18ヶ月未満の場合、認証機関は、顧客組織が認証を申請した際の初回審査と、プロジェクト完了後の最終審査を最低限実施しなければならない。

4.5 認証の終了、縮小、一時停止、または取消し

認証機関は、顧客組織が要求事項で規定されている期限内に不適合を是正できない場合、認証を一時停止しなければならない。

付属書 1 (規範的) : PEFC 公示に関し PEFC 評議会が認める認定

一般事項

PEFC プロジェクト調達規格を認定範囲に含めることは必須ではない。

注 : PEFC 評議会は、PEFC プロジェクト調達認証の普及状況と実施状況を分析し、必要に応じて認定要求事項を拡大する。

付属書 2（規範的）：マルチプロジェクトの審査におけるサンプリングの実施に関する特別要求事項

1. 一般事項

1.1 マルチプロジェクトの場合、認証機関は、各プロジェクトについて顧客組織がプロジェクト調達認証の要求事項を遵守していることに十分な確信を得るために適切な場合、プロジェクト間でサンプリングを実施することができる。

1.2 サンプルは、プロジェクトプロセス、プロジェクト期間内のプロジェクト状況、およびプロジェクト認証の対象となる活動における差異に関して代表的なものでなければならない。

1.3 初回審査の場合、1回の審査で訪問するプロジェクトの最小数は、プロジェクト総数の平方根を切り上げた整数とする。

$$y = \sqrt{x}$$

y = 訪問するプロジェクト数、x = プロジェクト

1.4 定期審査および再認証審査の場合、サンプルは以下について別々に決定しなければならない

a) 継続中のプロジェクト、および

b) 前回の審査以降に終了したプロジェクトで、認証機関により前回外部審査を受けていないもの。

注 1：「別々に決定」とは、プロジェクトを分離した後にサンプルを決定することを意味する。

注 2：認証機関による初回審査後に追加されたプロジェクトは、サンプリングに当たり a) に分類される。

1.5 定期審査の場合、1回の審査で訪問する継続中のプロジェクトの最小数は、継続中のプロジェクトの総数の平方根に係数 0.6 を乗じ、次の整数に切り上げた数とする。

$$y = 0.6 \sqrt{x}$$

y = 訪問するプロジェクト数

x = プロジェクトの総数

1.6 更新認証審査の場合、サンプル数は初回審査の場合と同じ (\sqrt{x}) とする。ただし、マネジメントシステムが認証サイクルを通じて有効であることが証明された場合、サンプル数は $y=0.8\sqrt{x}$ (小数点以下を切り上げた値) まで削減することができる。

$$y=0.8\sqrt{x}$$

y = 訪問対象となる進行中のプロジェクト数 x = プロジェクトの総数

1.7 定期審査および再認証審査の場合、前回の審査以降に完了したプロジェクトのうち、認証機関による前回の外部審査を受けていないプロジェクトの最低訪問数は、完了したプロジェクトの総数の平方根から係数 0.6 を乗じ、次の整数に切り上げた数とする。

$$y=0.6\sqrt{x}$$

y = 訪問対象となる完了したプロジェクト数 x = プロジェクトの総数

表：サンプリングの概要

	プロジェクトの種類	サンプル数
初回審査	N.A	$y = \sqrt{x}$
定期審査	継続中のプロジェクト	$y = 0.6\sqrt{x}$
	前回の審査以降に終了したプロジェクトのうち、外部審査を受けなかったプロジェクト	$y = 0.6\sqrt{x}$
更新認証審査	継続中のプロジェクト	$y = 0.6\sqrt{x}$ マネジメントシステムが認証サイクルを通じて有効であることが証明されている場合 $y = 0.8\sqrt{x}$
	前回の審査以降に終了したプロジェクトのうち、外部CB審査を受けなかったプロジェクト	$y = 0.6\sqrt{x}$

1.8 サンプルは、以下に定める要因に基づき部分的に選択的、部分的に非選択的であるべきであり、無作為抽出の要素を排除することなく、様々なプロジェクトが選択される結果となるべきである。

1.9 サンプルの少なくとも 25%は無作為に抽出されるべきである。

注：特定されたリスクによって正当化される場合を除き、前回のサンプルに含まれるプロジェクトを訪問することは避けるべきである。このため、サンプルの 25%未満しか無作為に選択されないサンプリングの可能性もある。

1.10 下記の基準を考慮し、残りのサンプルは、認証書の有効期間全体にわたって選択されたプロジェクト間の差異が可能な限り大きくなるように選定されなければならない。

1.11 7.4.3.2 項に規定する選定基準に加えて、プロジェクト選定基準には、特に以下の事項が含まれなければならない。

a) プロジェクトの地理的分散

注：地理的分散は、認証サイクル内のサンプル選定に反映される場合がある

b) 予定されるプロジェクト期間におけるプロジェクトの段階

c) 認証機関が重要と考えるその他の事項

1.12 認証対象となる顧客組織の活動に関する認証機関のリスク分析において、以下の要因によりリスクが増大すると示唆される場合、サンプル数を増加させなければならない：

a) プロジェクトの規模、PEFC 認証を取得していないプロジェクトメンバーの数

b) 原材料フローの複雑性および多様性

c) 問題のある出処からの原材料調達のリスクレベル

d) 苦情、根拠のある懸念及びその他関連する是正および予防措置の記録

e) 多国籍企業としての側面

f) 内部監査および外部審査の結果

付属書 3. (規範的)：審査報告書の最低限の内容

審査報告書には、少なくとも以下の内容が含まなければならない。

1. 表紙
2. 顧客組織の説明
3. 顧客組織の PEFC プロジェクト調達に関する説明 (以下を含む)
 - a) マネージメントシステム
 - b) 組織、訪問先住所、地理的位置またはサイトの位置
 - c) マルチサイトおよびプロジェクトグループの参加者
 - d) マルチプロジェクトの場合はプロジェクト数
 - e) PEFC 商標の使用予定
4. 審査の範囲
 - a) PEFC プロジェクト調達認証規格および PEFC 商標使用規則の適用認証基準
 - i. PEFC 商標規則
 - ii. PEFC DDS 要求事項
 - b) 訪問したプロジェクトの説明 (プロジェクトの範囲、場所、申請中か完了か、完了プロジェクトの場合はプロジェクト宣言)
 - c) 訪問サイト
 - d) マルチサイト審査の場合：
 - i. サンプル数の算出
 - ii. サンプリングの正当性
5. 審査結果
 - a) 組織が対処した可能性のある、根拠のある懸念
 - b) 適用されるすべての要求事項への適合または不適合を示す調査結果の提示
 - c) 実施された是正措置と、是正措置の報告および完了までの期限
 - d) 過去に実施された是正措置の評価
 - e) 推奨される認証決定